（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　法第八十一条第一項に規定する保護観察を仮に解除する処分（以下「保護観察の仮解除」という。）は、現に健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

2　保護観察所の長は、保護観察の仮解除をしたときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

一　保護観察の仮解除をした年月日

二　保護観察の仮解除の期間中、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守すべきこと。

第百四条　削除

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［略］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者が、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかったと認めるときその他の再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、法第八十一条第五項の規定により、保護観察の仮解除を取り消すものとする。

3　保護観察所の長は、法第八十一条第五項の規定により保護観察の仮解除を取り消したときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、保護観察の仮解除を取り消した年月日を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　法第八十一条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

［項を加える。］

第百四条　法第八十一条第一項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［同上］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者について、その行状にかんがみ再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、速やかに、書面により、法第八十一条第五項に規定する申出をするものとする。

［項を加える。］

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第二項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項、法第七十八条第一項並びに売春防止法第二十七条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項、法第七十八条第一項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［略］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、「保護観察付一部猶予者について仮釈放中の保護観察に引き続き猶予期間中の保護観察を開始したとき」とあるの

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第二項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項、法第七十八条第一項、法第八十一条第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項、法第七十八条第一項、法第八十一条第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［同上］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、第四十三条第一項中「分析並びに実施計画」とあるのは「実施計画」と、同条第一項、第二項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは